岡谷市告示第４３号

岡谷市大学等進学資金利子補給金交付要綱を次のように定める。

平成２８年３月３１日

岡谷市長　今井　竜五

岡谷市大学等進学資金利子補給金交付要綱

別紙のとおり。

岡谷市大学等進学資金利子補給金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、学校教育法（昭和２２年法律第２６号）に定める大学、短期大学及び専修学校の専門課程（以下「大学等」という。）へ進学しようとする子を持つ親、同一世帯に住む孫又は弟妹を扶養する者（以下「子を持つ親等」という。）が、金融機関等から大学等進学に係る資金（以下「進学資金」という。）の借入を行った場合に、当該進学資金の借入利子の一部に対し補給金（以下「補給金」という。）を交付し、もって子育て支援の充実及び高等教育の機会の提供並びに有能な人材のふるさとへの帰郷の促進を図るものとする。

（対象者）

第２条　補給金の交付を受けることのできる者は、子を持つ親等であって、次のいずれにも該当する者とする。

(1) 借入を行った日から継続して市内に居住していること。

(2) 市税を滞納していないこと。

(3) 満２０歳以上であること。

（対象資金）

第３条　補給金の交付の対象となる進学資金は、金融機関が提供する大学等の進学に係る資金（市長が別に定めるものに限る。）であって、子を持つ親等が借入れた額のうち、大学等の初年度納付金に係る借入額分とする。

（補給金の額）

第４条　補給金は、前条に規定する進学資金の借入残高（延滞金は除く。以下「借入残高」という。）に対し０．５パーセント以内の割合で計算した額の範囲内（１円未満切捨て）で交付する。

２　進学資金により大学等へ進学し、卒業後帰岡した子（以下「帰岡した子」という。）が、帰岡後市内に住所を有していることが確認できたときは、帰岡した月の翌月の補給金から前項に規定する補給金に０．５パーセント以内の割合で計算した範囲内（１円未満切捨て）で補給金を追加交付することができる。ただし、帰岡した子が再転出したときは、再転出した月の翌月の補給金から追加交付を取消すものとし、再転出後再び帰岡しても追加交付は行わないものとする。

（交付の申請）

第５条　補給金の交付を受けようとする子を持つ親等（以下「申請者」という。）は、岡谷市大学等進学資金利子補給金交付（追加）申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、申請者の子等が大学等へ入学した年度の２月末日までに市長に申請しなければならない。

(1) 申請者の子等の大学等の合格通知書の写し

(2) 第３条に規定する資金の借入を行ったことが分かる書類の写し

(3) 申請者の住民票

(4) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第６条　市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、交付の可否を決定するとともに、岡谷市大学等進学資金利子補給金交付（追加）決定通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

（追加交付の申請）

第７条　前条の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、第４条第２項の規定による補給金の追加交付を受けようとするときは、岡谷市大学等進学資金利子補給金交付（追加）申請書に次に掲げる書類を添えて、帰岡した日の属する年度の２月末日までに市長に申請しなければならない。

(1) 帰岡した子が大学等を卒業したことが分かる書類の写し

(2) 帰岡した子の住民票

(3) その他市長が必要と認める書類

（追加交付の決定）

第８条　市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、追加交付の可否を決定するとともに、岡谷市大学等進学資金利子補給金交付（追加）決定通知書により交付決定者に通知するものとする。

（補給金の交付）

第９条　市長は、毎年３月から翌年２月末までの毎月の元利償還による借入残高を基に算出した補給金を年度末までに一括交付するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、補給金の交付決定をした年度にあっては、進学資金を借入した月から当該初年度の２月末までの毎月の元利償還による借入残高から算出した補給金

を交付するものとする。

３　第１項の規定にかかわらず、交付決定者が進学資金の償還に遅延が生じている場合は、遅延が生じた月から償還が再開されるまでの間、補給金の交付は停止するものとする。

（居住確認）

第１０条　市長は、第６条及び第８条の交付決定をしたときは、交付決定者が進学資金の返済を完了するまでの間、交付決定者及び帰岡した子の居住確認を毎年２月末日に住民票により行うものとする。

（借入条件等の変更）

第１１条　交付決定者は、進学資金の借入利率や償還期間など、当該利子補給に影響する借入条　件等の変更があったときは、速やかに市長に届出なければならない。

（交付決定の取消）

第１２条　市長は、次に掲げる事項が判明したときは、交付決定を取消し、補給金相当額の返還を求めることができる。

(1) 第５条及び第７条の申請内容に偽りがあったとき。

(2) 第１０条の規定による住民票の確認の結果、交付決定者又は帰岡した子の居住が確認できなかったとき。

(3) 前条に規定する変更の届出を行わなかったとき。

(4) 金融機関が提携する保証会社等による代位弁済となったとき。

（補則）

第１３条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附　則

この告示は、平成２８年４月１日から施行し、平成２７年４月１日から適用する。